協議第５４号

新市「東近江市」の市章デザインの決定方法について

新市「東近江市」の市章デザインの決定方法について、次のとおり提案する。

平成１６年4月２８日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

新市「東近江市」の市章デザインの決定方法は、別紙のとおりとする。

■新市「東近江市」の市章デザインの決定方法について

１．市章制定の意義

（１）合併後の新市の象徴として

市章は、新市を象徴する公のマークであり、行政や住民の様々な活動の中で活用されます。市章は活用することによって、新市の住民としての一体感や新市への愛着を醸成していくといった役割も持ち合わせています。

（２）新市のまちづくりを内外へ発信するビジュアル表現として

市章は、地域アイデンティティ（個性）を確立していくためのビジュアル表現の一つとなります。市章を内外へ発信することによって、地域の振興・活性化が期待できます。

市章の移り変わり

全国の市章・町章は昭和の合併時に定められたものが多く、その多くは、文字や動植物・自然を図案化したもので、濃淡のないものとなっています。昭和６０年頃から地域イメージを内外へ発信するため、戦略的なまちづくりの手法として、シンボルマークやキャラクター等が導入されました。

＜１市４町の現状＞

項　目	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
市章･町章					
シンボルマーク キャラクター ロゴマーク					
キャッチフレーズ	大凧と緑の まち八日市市	里いっぱい 新・呼・吸	てんびんの里 五個荘町	愛の田園 あいとう	明日に翔く 希望のまち

近年の市章は、従来の市章とシンボルマークを合わせたようなデザインが主流となってきており、色彩豊かなデザインとなっています。

＜先進事例＞

周南市	西東京市	南アルプス市	ソウル市

２．東近江市の市章イメージ

（１） 東近江市の象徴として、また、地域ＣＩの一端を担えるデザインであること。

（２） 東近江市の地域・風土・歴史・自然・まちの将来像等がイメージできるデザインが好ましい。

（３） 上記の表現方法として、色づかいは用紙の地色を含め４色以内なら可とする。ただし、単色で表現してもイメージが損なわれないものとする。

（４） 都道府県章や他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。

３．市章決定までの考え方

市章を決定する基本的な考え方として、新市の市民の一体感を早期に築くために住民参加を基本に作業を進めます。具体的には住民からの応募、住民による選考（投票）によってデザインを決定していきます。

４．市章決定の手順

1	募集方法	・募集範囲……全国 ・募集期間……平成１６年７月１日～８月１３日 ・募集方法……募集チラシ全戸配布・公共施設設置、協議会だより ホームページ、各市町広報紙、プレス発表

↓

2	審査方法	・合併協議会に選考委員会を設置 ・選考委員会において３０点を選定（第１次審査・８月下旬） ・選考委員会において５点を選定（第２次審査・９月上旬） ・コンサルによる採用作品の細部アレンジ（必要に応じ） ・商標上のチェック

↓

3	決定方法	・はがきによるアンケート調査（全世帯を対象・１０月１日～１５日） ・合併協議会においてアンケート結果を基に、最優秀賞（採用作品）１点、優秀賞４点を決定（１１月２５日）

↓

4	発表方法	・プレス発表　（１１月２５日） ・協議会だより ・各市町広報紙

↓

5	表彰・賞金	・最優秀賞（採用作品）　１点　賞金３０万円 ・優秀賞　４点　賞金　３万円

５．市章決定スケジュール

月	事務局	合併協議会	住民参加
3	・作業手順（案）の作成 ・募集要項（案）の作成		
4		合併協議会（４月２８日） ・作業手順の確定／選考委員会の設置要項の決定／募集要項の決定	
5	・募集準備		
6	合　併　議　決		
7		・選考委員会の設置	**市章募集** ・チラシ全戸配布 ・ホームページ ・協議会だより　等
8		・選考委員会で３０点を選定	8／13 まで
9	・コンサルによる採用作品の細部アレンジ（必要に応じ） ・商標上のチェック	・選考委員会で５点を選定 ・合併協議会（9/30） ５点決定	
10	・アンケートの集計		**アンケート調査**
11	・プレス発表（１１/２５）	・合併協議会（11/25） アンケート結果報告と採用作品の決定	
12	・協議会だより掲載 ・各市町広報紙掲載	**東近江市の市章決定**	
1	・市旗の製作	・合併協議会（1/27） 基本デザイン開発等の報告	
2	新　市　発　足		
3			

1．基本デザイン開発
2．アプリケーションデザイン開発

※詳細は次頁

（1）基本デザイン開発

決定された市章デザインは、いろんな所で使用されることが予測されます。使用に際しての統一したルールづくりが重要であることから、デザインのシステム化整備を図ります。

- ○ **市章**
- ○ **カラー**
- ○ **ロゴタイプ**
- ○ **規定書体**
- ○ **組み合わせシステム**
- ○ **住所併用表記**
- ○ **展開デザインシステム　など**

北本
きたもと
KITAMOTO

さくらと範頼伝説のまち
感動桜国きたもと
かんどうおうこく

（2）アプリケーションデザイン開発

事務用品・帳票類・備品
- 市旗
- 封筒
- 便箋
- 各種証明書
- 表彰状
- 名刺　　等

車両・野外施設関係
- 公用車
- 掲示板
- 道路標識　　等

広報媒体関係
- 広報紙
- 各種パンフレット・リーフレット
- ポスター

等

６．先進地における市章決定方法

先　進　地 （発足日）		① デザイン募集	② 選考委員会	③ アンケート （住民投票）	④ 合併協議会 （委員投票）
新潟県 **佐 渡 市** (H16.3.1)	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	募集期間H15.3.1～4.30 515 作品 最優秀１点　10 万円 優秀　４点　１万円	○		５作品を対象
山梨県 **南アルプス市** (H15.4.1)	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	募集期間H15.5.1～6.20 5,308 作品 最優秀１点　30 万円 優秀　２点　５万円 入賞　７点　１万円	○	３作品を対象	
富山県 **砺 波 市** (H16.11.1)	砺波市、庄川町	募集期間H16.3.5～4.30 募　集　中 最優秀１点　30 万円 優秀　３点　３万円	○	４作品を対象	アンケートを参考に決定予定
石川県 **白 山 市** (H17.2.1)	松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村	募集期間H16.1.5～2.18 1,698 作品 最優秀１点　30 万円	○	５作品を対象	アンケートを参考に決定予定
岐阜県 **下 呂 市** (H16.3.1)	萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村	募集期間H16.2.16～3.31 選　考　中 最優秀１点　30 万円 優秀　２点　５万円	○	３作品を対象	アンケートを参考に決定予定
滋賀県 **甲 賀 市** (H16.10.1)	水口町、土山町、甲賀町、甲南町。信楽町	募集期間H16.4.1～5.31 募　集　中 最優秀１点　30 万円 優秀　４点　５万円	○		５作品を対象
徳島県 **吉野川市** (H16.10.1)	鴨島町、川島町、山川町、美郷村	募集期間H15.9.1～10.31 2,053 作品 最優秀１点　30 万円 優秀　４点　５万円	○		５作品を対象
広島県 **安芸高田市** (H16.3.1)	吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町	募集期間H15.6.1～7.15 2,221 作品 最優秀１点　30 万円 優秀　４点　３万円	○	５作品を対象	アンケートを参考に決定
山口県 **周 南 市** (H15.4.21)	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	募集期間H15.9.1～10.31 1,802 作品 最優秀１点　10 万円 優秀　２点　５万円	○	３作品を対象	

東近江市「市章」デザイン募集要項

（趣旨）

第１条　この要項は、八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町（以下「１市４町」という。）が平成１７年２月１１日に合併して誕生する東近江市（以下「新市」という。）の市章デザインを募集して、新市にふさわしい市章を選定することを目的とする。

（募集する市章）

第２条　募集する市章は、次のとおりとする。

(1) 東近江市の象徴として、また地域 CI の一端を担えるデザインであること。

(2) 東近江市のイメージ（風土・歴史・自然・まちの将来像等）にふさわしい市章であること。

(3) 市旗（国旗のサイズ７：１０で使用）、バッジ、封筒等にも使用できるデザインであること。

(4) 用紙の地色を含め４色以内とする。なお、グラデーション（ぼかし、濃淡）であらわしたものは不可とする。

(5) 単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであること。

(6) 都道府県章や他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。

(7) 自作の未発表作品とする。

（募集方法）

第３条　募集方法は、公募とする。

（応募資格、方法等）

第４条　応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格は、問わない。

(2) 同一人による複数応募も可能とする。

(3) 応募は、指定の応募用紙又は縦横１５センチメートルの枠を書いたＡ４版白色用紙を縦長で使用し、用紙１枚につき１作品とする。

(4) 応募に当たっては、枠外に「デザインの趣旨」を記載し、用紙裏面に「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「性別」及び「電話番号」を記載すること。以上の事が記載されていない作品については、無効となる場合がある。

(5) 応募は、持参又は封書による郵送（宅配便含む）とし、それら以外（電子メールなど）の方法での応募は不可とする。

(6) 応募先は、東近江市１市４町合併協議会（以下「協議会」という。）事務局及び八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町の合併担当課とする。

(7) 募集期間は、平成１６年７月１日（木）から平成１６年８月１３日（金）までとし、当日必着分までを有効とする。

（選定方法）

第５条　応募された作品は、協議会規約第１５条の規定に基づく選考委員会を設置し、採用候補作品５点を選考する。選考後、１市４町の住民アンケートを実施した上で、協議会において決定する。

（賞金）

第６条　応募された作品の中から、次の賞を決定し､賞金を贈呈する。

(1) 最優秀賞（採用作品）　１点　３００,０００円

(2) 優秀賞（採用作品を除く採用候補作品）　４点　各３０,０００円

（入賞発表）

第７条　協議会だより等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

（著作権等）

第８条　採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 入選作品に関する一切の権限は、協議会及び新市に帰属する。

(2) 応募作品は、返却しない。

(3) 応募作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合又はモノクロ（白黒）で使用する場合がある。

（その他）

第９条　その他、新市の市章の選定に関し必要な事項については、協議会で別に定める。

市章選考委員会設置規程

（設置）

第１条　八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第１５条第２項の規定に基づき、市章選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、要項第５条に掲げる東近江市「市章」採用候補作品５点以内を選考し、協議会に報告するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員を協議会の会長が委嘱し、組織する。

(１)関係市町から推薦のあった芸術関係の知識経験を有する者　５名

(２)デザインの専門的知識及び経験を有する者　１名

（役員）

第４条　委員会に次の役員を置く。

（１）委員長１名

（２）副委員長１名

２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、第２条に規定する報告をもって終了する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

２ 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者を委員会に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、委員会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１６年４月２８日から施行する。